

「PFHxS若しくはその異性体又はこれらの塩」の 化審法第一種特定化学物質への追加

瀬浪孟明

Takeaki SENAMI

厚生労働省医薬局医薬品審査管理課化学物質安全対策室化学物質係長

令和4年6月、「ペルフルオロヘキサンスルホン酸（PFHxS）とその塩及びPFHxS関連物質」が、残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約（POPs（persistent organic pollutants）条約）に関する廃絶対象物質に追加されることが決定された。これを受け、「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（化審法）」においても、当該化学物質の製造・輸入・使用等を制限することを目的に、第一種特定化学物質への指定がなされた。

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和48年法律第117号）

1 POPs条約における廃絶対象物質への追加

現在、多種多様な化学物質が世界的な規模で流通している状況のなか、環境中で分解されにくく（難分解性）、生物の体内に蓄積しやすい（高蓄積性）、また人や生態系に対する長期毒性、および長距離移動性が懸念される化学物質、いわゆる POPs が、その排出源とは離れた場所（例えば北極など）において検出される例が報告されている。つまり現代社会においては、環境中に放出される POPs による人の健康や生態系への悪影響を防止するためには、国際的な協調の下で世界的な化学物質管理に取り組むことが重要となっている。そこで、POPsの製造および使用の廃絶や制限等の規制を目的として、平成16年に発効されたのが POPs 条約である。

本稿で取り上げる「PFHxS とその塩及び PFHxS 関連物質（PFHxS に分解される可能性がある物質）」は、POPs 条約締約国会議の下に設置された検討委員会 POPRC（POPs Review Committee）で、POPs 性状を有することが科学的に評価され、令和4年6月に開催された第10回 POPs 条約締約国会議（COP10）において、廃絶対象物質に追加されることが決定された。

2 化審法第一種特定化学物質への指定

化審法は、ポリ塩化ビフェニルによる環境汚染等を契機に、POPs 条約に30年近く先んじて、難分解性、高蓄積性、人や生態系への長期毒性が懸念される化学物質による環境汚染を防止することを目的として制定された法律である。また同法は、難分解性、高蓄積性、長期毒性を有することが科学的に判明し

た物質を第一種特定化学物質に指定することにより、POPs 条約上の義務を履行するための国内措置担保法としての役割も担っている。COP10での決定を受けて、令和4年11月に開催された厚生労働省・経済産業省・環境省（3省）の合同審議会では、「PFHxS とその塩及び PFHxS 関連物質」について審議した結果、「PFHxS 若しくはその異性体又はこれらの塩」を第一種特定化学物質に指定し、「PFHxS 関連物質」については指定すべき物質の検討を進めることが了承された。

これを受け、3省では当該物質を第一種特定化学物質へ指定し、これらの製造、輸入の許可制（事実上の禁止）、物質が使用された政令指定製品の輸入禁止等の規制措置を置くための政令について、第一種特定化学物質への指定を令和6年2月、指定製品の輸入禁止措置を令和6年6月に施行した。

また、リスクの懸念は低いため、製品の回収等の措置を現時点で命じる必要はないと考えられるものの、PFHxS 又はその塩が使用された泡消火薬剤については、海外での製造実績があること等の理由より、市中に存在している可能性が考えられることから、環境汚染を未然に防止するための措置を講じることが望ましい。そのため、取扱いにおける技術上の基準に関する省令および環境汚染を防止するための措置等に関する告示を令和6年6月に施行した。

なお、「PFHxS 関連物質」の第一種特定化学物質への指定については、今後、3省の合同審議会にて審議する予定である。

キーワード

POPs, 化審法, 第一種特定化学物質

Copyright © 2024 The Pharmaceutical Society of Japan